事 前 評 価 調 書

I 事業概要																
事	事業名 道路事業(道路改良事業)															
地	区名	一般妈	をはしなかしたら 般県道 八橋中設楽線													
事	業箇所	きたした北設	またしたら とうえい ふりくき 北設楽郡東栄町大字振草地内													
事業の あらまし		一般県道八橋中設楽線は、北設楽郡設楽町から東栄町に至る延長 8.3km の路線であり、一般国道 151 号と東栄町内の集落を接続し、三河山間地域の暮らしを支える重要な路線である。 当該事業区間は、東栄町大字振草地内に位置し、幅員が狭隘で線形不良でありながら、路線バスのルートになっており、車両のすれ違いが困難であるため、山間地域における拠点間の移動や、日常生活の移動の妨げとなっている。 このため、「山間や離島などの暮らしを支える基盤整備」を主な目的として、一般県道八橋中設楽線の道路拡幅整備を実施するものである。														
事業目標		【達成(主要)目標】 ・山間や離島などの暮らしを支える基盤整備 【副次目標】 -														
事業費		事業費			内訳											
			8.4億円			費 5.9 億	円、■月	補費	2.3億	円、	■ そ	の 0.	2 億円			
事業期間		採択予定年度 平原			成 30 年度	着二	L予定年.	变 ·	平成 3	0 年月	度	完成	予定年度	平成	t 42 年度	
事	業内容	現道捷	見道拡幅(延長:L=0.8km、車線数:1 車線、幅員:W=5.0~8.5m)													
Ⅱ 評価																
①事業の必要性	判定		・ 山間や離島などの暮らしを支える基盤整備 線形が不良なため見通しが悪く、隘路区間であり、車両のすれ違いが困難であることから、円滑な交通の確保が必要である。 A: 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。													
			A:現状の課題又は将来の予測がら事業の必要性がある。 B:現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。													
			【理由】 ・交通の円滑化及び安全性の確保のため事業実施の必要性がある。													
	1) 事業計画		事	業計画】	Lucalu											
②事業			工種区分	調査・設 用地補償 工事	計	H32 →	H33 H3	1 H35	H36	H3 /	Н38	H39	H40 H4	H42		
未のと			事業費(億円) 2.8 5.6													
②事業の実効性	2) 地元の合 意形成		・地元自治体より早期整備の要望を受けている。 ・地元住民に対し事業説明会を開催し、合意形成を図っている。													
	判定		【 理	A E	A:事業計画の実効性が期待できる。 B:事業計画の実効性が期待できない。											
			・円滑な事業環境が整っており、計画の実行性が確保されている。													
	対応方針															
	事業実施		-	実施が妥					すべて	CA¥	定で	ある	もの。			
	妥当であ	る	事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。													

Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象(事業完了後5年目) □対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

_

【主な評価内容】

交通量 (全車、大型車)、旅行速度、混雑度